

## 個人情報取り扱いに関する規則

### 1. 目的

片倉台小学校 P T A（以下、「この会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報の取扱いについて定めるものとする。

### 2. 責 務

この会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 3. 管理者

この会における個人情報の管理者は、P T A 会長とする。

### 4. 取扱者

この会における個人情報の取扱者は、P T A の個人情報を取り扱う会員とする。

### 5. 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 6. 収集方法

この会は、個人情報を収集するときはあらかじめ、その個人情報の利用目的を決め本人に明示する。  
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### 7. 利 用

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) P T A 会員名簿、本部役員名簿、サークル所属会員名簿の作成

### 8. 利用目的による制限

この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### 9. 管 理

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 10. 保管および持ち出しなど

個人情報を取り扱う電子機器などについては、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

また持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## 11. 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 12. 第三者提供に係る記録の作成など

個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合および県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

## 13. 第三者提供を受ける際の確認など

第三者（第11条第1号から第4号の場合および県、市役所、区役所の確認等を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

## 14. 情報開示など

この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

## 15. 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長（管理者）に報告する。

## 16. 研修

この会は、PTAの個人情報を取り扱う会員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

## 17. 苦情の処理

この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 18. 改正

この会の「片倉台小学校PTA 個人情報取り扱い規則」は、総会において改正する。

## 19. 付 則

(1) この規則は、平成30年4月23日に制定し、施行します。

(2) この規則は、令和6年5月7日一部改正施行します。